

公益財団法人 佐倉国際交流基金

平成 26 年度 第 2 回定例理事（役員）会  
議事録

平成 27 年 3 月 12 日（木）

## 平成 26 年度 公益財団法人佐倉国際交流基金 第 2 回定例理事（役員）会 議事録

### ◎ 会議の日時及び場所

平成 27 年 3 月 12 日（木） 午後 1 時 30 分から午後 3 時  
レインボープラザ佐倉（ワークプラザ 2 階会議室）

### ◎ 理事の現在数 10 名

監事の現在数 2 名

### ◎ 会議に出席した理事の氏名

出席理事（6 名） 宍倉昌男・熊谷隆夫・石塚孝男・岡村美智子・笹沼和男・山田滋

出席監事（2 名） 石渡 孝・熊崎久雄

欠席理事（4 名） 伊藤三郎・岩城正明・大久保純一・鈴木 博

### ◎その他出席者

佐倉市役所企画政策部広報課	課 長	亀田 満
佐倉市役所企画政策部広報課	平和・国際担当	堀越一禎
公益財団法人佐倉国際交流基金	事務局長	坂田藤男
公益財団法人佐倉国際交流基金	事務局員	加藤利江
公益財団法人佐倉国際交流基金	事務局員	米澤尚子
公益財団法人佐倉国際交流基金	日本語講座運営委員長	今村公蔵
公益財団法人佐倉国際交流基金	事務局員（4 月～）	村瀬雅子

### 1. 開 会

坂田事務局長より平成 26 年度第 2 回定例理事（役員）会の開会が宣言された。

### 2. 理事長あいさつ

本日は年度末のお忙しい中、お集まり頂きまして有り難うございます。

平成 26 年度の事業は、運営委員の皆様、ボランティアの方々、事務局など多くの皆様のご尽力により、成功裏に終了しました。あとは、26 年度の決算を待つのみです。

本日は、27 年度の事業計画・予算などと、2 件の報告事項のご審議とご意見をお伺いしたい。

#### ・議長選出

事務局長より定款の定めにより、議長は理事長がこれにあたる旨通告された。

### 3. 会議成立報告

議長より本日の出席者は理事 6 名、監事 2 名、欠席 4 名で過半数の出席により本会議の成立が報告された。

#### 4. 議事録署名人の選出

議長より議事録署名人は定款の定めにより理事長（宍倉 昌男）・監事（石渡 孝）がこれにあたる旨通告された。

#### 5. 議 題

- ・第1号議案 公益財団法人佐倉国際交流基金 平成27年度事業計画（案）について
- ・第2号議案 公益財団法人佐倉国際交流基金 平成27年度事業予算（案）について
- ・第3号議案 公益財団法人佐倉国際交流基金 運営委員会規程の改訂について
- ・第4号議案 公益財団法人佐倉国際交流基金 ボランティア弁償費および謝礼支給規程の改訂について
- ・第5号議案 公益財団法人佐倉国際交流基金 事務員の雇用に関する要綱の改訂について

（報告事項）

- （1）事務局員・生活相談の交代について
- （2）佐倉市国際文化大学 平成27年度カリキュラムについて

- ・議案の上程

#### 議長

議題に入りますが、第1号議案および第2号議案は関連していますので、まとめてご説明しますが、よろしいでしょうか。

（異議なしの声）

それでは、第1号議案「平成27年度事業計画」と第2号議案「平成27年度予算案」について、事務局長より説明願う。

#### 事務局長

第1号議案、第2号議案の説明をする。

#### 第1号議案 公益財団法人佐倉国際交流基金 平成27年度事業計画（案）について

平成26年度は、「多文化共生社会を実現するための事業」「公益法人に留意した活動の推進」「事業間連携を推進」「中長期的な財政整備」の基本方針のもと、次を実施してきた。

- ・関係理事間の交流会議
- ・運営体制の整備（日本語講座、生活相談）
- ・賛助会員、ボランティア活動の活性化
- ・日本語講座の強化と生活相談との連携
- ・ガバナンス強化のための施策

関係理事、運営委員長による交流会議を開き事業間の連携がすすみ、運営体制も日本語講座の運営委員会が立ち上がるなど、事業運営の改善が進んでいる。また、文大やイングリッシュサロンの受付などで声をかけたり、S I E F レターズで団体会員の紹介をしたりした結果、賛助会員数も増加傾向にある。また、事業および会計の月次報告を実施し、運営の透明性を保つよう心掛けてきた。

一方、現在S I E Fは、次のような懸案を抱えている。

- ・国債金利の低下の影響で、2016年（再来年）度は、基本財産運用益が、170万円から200万円の減収となる。来年度の予算は、この影響を考慮して検討する必要がある。
- ・運営体制の整備が進んでいるが、イングリッシュサロン、生活相談ボランティアバンクでは、運営委員会が未整備である。
- ・現在の運営委員会規程では、運営委員会の役割が不明確である。
- ・生活相談事業が効率的に実施されていない。
- ・行政、他団体の依頼でボランティアを紹介することが、公益目的事業として、明確になっていない。
- ・理事、評議員、評議員選定委員すべてが任期満了になり、事務局員も交代する中で事業を継続する必要がある。

これらの懸案に対する施策を中心に今年度の事業計画（案）を作成した。

## 本資料の説明

まず事業方針は、次のとおりである。

- ① 多文化共生社会を実現するための事業を引き続き実施していく。
- ② 今年度開始した事業間連携を更に推進していく。
- ③ 一部事業は、運営体制が未整備であるので、運営委員長と協力して、運営体制（運営委員会）を強化していく。
- ④ 外国人支援事業の改革と支援事業の人材であるボランティアの皆様を活用するための準備体制を整備し、推し進めていく。

そのための施策として、次を実施する。

- ① 運営委員長間の交流会議継続し、事業間の連携を推進する。
- ② 既存事業を継続実施していく。
- ③ 運営委員会の整備として、運営委員会規定を改訂し、運営委員会が事業実施の役割があることを明文化する。また、運営委員長に対して、委員長としての活動に伴って発生する諸費用に対する弁償費として年額1万円をお支払いすることを考えている。

- ④ 生活相談事業を効率化、活性化するために、ボランティアとのコミュニケーションを強化し、ボランティアグループを組織化する。
- ⑤ 行政や国際交流団体との連携活動を公益目的事業として、認知されるよう千葉県と調整する。

#### 事務局長

個別事業の事業計画については、担当の理事から説明願う。

#### 山田理事

##### 1) 佐倉市国際文化大学（5月～11月実施予定）

応募を3月1日から開始し、現在145名。15日の締切りまでには、また増えるので応募者多数のため公開抽選を行う。こうほう佐倉の掲載が功を奏していると思われ、新規の募集者が半数あり、できればリピーターより新しい方の参加を望んでいる。市民カレッジとの違いを聞かれるが、市民カレッジは、地域中心のテーマ、佐倉市国際文化大学は、基金の目的に沿って、国際問題等をテーマにしている。27年度のカリキュラム（報告事項資料参照）については、中東アジアの混乱の中で、ロシア・トルコに関するテーマ、北東アジアなどを取り上げている。今までは、男性の講師が多かったが、女性の講師が増えている。理事の中で、講義を聞きたい要望があったら、申し入れて欲しい。

#### 岡村理事

##### 2) 佐倉国際スピーチコンテスト（9月27日実施予定）

26年間の歴史のある事業である。100名以上の参加者がある。今後は、申込み方法を見直したり（申込みフォームとメールのみ）、無料であった参加費を有料にすることを考えていく。

#### 事務局長

##### 3) イングリッシュサロン（火曜・金曜日の2クラスがそれぞれ年10回実施予定）

3年目の「イングリッシュサロン」が終了した。一昨年度は年4回、昨年度は年6回、今年度は10回。来年度は、火曜日と金曜日クラスがそれぞれ年10回の開催とする。昨日、申込者多数（48名の定員に70名の申込み）のため公開抽選を行った。今後の運営は、運営委員会を中心に行う。

#### 笹沼理事

##### 4) 佐倉国際交流のつどい（10月17日実施予定）

資料のとおり、開催予定である。運営体制は文大（佐倉市国際文化大学）を見習い、年初5月を目途に「佐倉国際交流のつどい実施運営要領（仮称）」を策定し、効率化をはかり当該要領に沿って運営していきたい。つどいを長い目でみた場合、年1回だけでなく、加えて3ヶ月か4ヶ月に1回小さい催し（交流）

をやるには、他事業との協力が必要で、やる意義があるのかなど考えいく。例年同じことをやるのではなく、飛躍の案を出していきたい。

事務局長

2. 国際交流活動支援事業（応募申請型）〔公益目的事業 2〕  
45万円の予算に対して、今年度の助成金の支給額は約30万円であり、予算をかなり下回っている。金額も件数も減っている。厳しい財政の中、今後は事業計画の中で、金額を減らす、基準を厳しく、あるいは無くすなど方針を考えていく必要があるが、来年度は、今年度と同じ方針でいくが、予算は、30万円に減額する。再来年度の事業計画、予算案を検討する際に、助成金のありかたを議論する必要がある。
3. 外国人支援事業（佐倉市国際化推進事業受託）〔公益目的事業 3〕  
佐倉市から150万円を頂いて、日本語講座・生活相談事業を開催している。

1) 外国人のための日本語講座

今村（日本語講座運営委員長）

今年度から運営委員会を立ち上げ、2回開催。ボランティアの講師は、ボランティア精神は大いにあるのだが、組織で動くことは難しい。

事務局長

ボランティアバンクの日本語講師の登録者は100名ほどいるが、活躍の場がない。急な場合のピンチヒッターを出すこともできない。このような現状なので、改善の余地が大いにある。今後に期待したい。

事務局長

2) 外国人のための生活相談

今年度までの生活相談は、英語、スペイン語、中国語に1名ずつの相談員がいて、言語ごとに曜日を決め、相談員は事務所で待機するという形をとっている。現在かかえている課題は、

- ① 相談員の活動が非効率で待機しているだけの時間が長い。
- ② 事務局で対応することが増加している。（全体の約半数）
- ③ 日本語講座の紹介が多い（他は、子供のこと・医療など）
- ④ 日本語で、電話での相談が多いので、結果として事務局員だけで対応できてしまうことが多い。

この課題を解決するために、来年度の方針は、次のとおりである。

- ① 生活相談事業改革の第1歩として効率的な運用を目指す。

- ② 相談だけでなく、外国人への支援活動を実施する。
- ③ 相談員全体の交流を強化し、カウンセリング、法律、行政の知識など、スキル向上をはかる。
- ④ 外国人との交流拡大の施策を検討する。
- ⑤ ボランティアとの連携を強化し、言語別ボランティアグループを形成する。
- ⑥ 東京オリンピックなどに向けた行政の動きに対応していく。

## 生活相談事業計画

相談員は、英語、スペイン語、中国語それぞれ2名配置し、毎月1回相談員交流会議を実施し、相談員間のコミュニケーションの場とする。相談日は全言語、週2回火曜日と木曜日とする。相談員全員に携帯電話を貸し出し、相談日に電話で対応してもらおう。前日までに予約があれば、相談日にSIEF事務所で面談に対応する。電話相談あるいは面談の結果、必要性があり、対応可能な場合は、相談員あるいはボランティアが支援活動を実施する。その他、相談員のスキル向上をはかるとともに、外国人と交流する機会を増やし、外国人が気軽に相談できる生活相談としていく。また、言語ボランティアとの連携を強化し、外国人支援活動を協力して進めていく。

## その他 附帯事業

- 1) 情報提供の適正化を図る  
「基金レターズ」及び「ホームページ」を通して、賛助会員ほか広く市民に実施状況を知らせる。
- 2) ボランティア募集の推進と活動の活性化に努力する  
現在、公益目的事業1及び3の活動の担い手として、ボランティアに活躍頂いているが、それ以外（個別の支援活動や行政などの行っている支援活動）へのボランティア参加に関しては、SIEFとしての位置づけ、公益目的事業としての位置づけが明確ではない。今後、東京オリンピック開催などに向けても、ボランティアの位置づけを明確にして、コミュニケーションを密にして、その活性化をすすめていく。具体的には、個別外国人支援活動は、生活相談事業の一環として、生活相談員をリーダーとしてボランティアの方々にも参加いただく。行政や交流団体による外国人支援活動への協力は、公益目的事業2（国際交流活動支援事業）の一部として実施する方向で、千葉県政策法務課と調整する。

岡村理事

オリンピックなど、50年に1回の公益事業なので、臨機応変にできないのか。

事務局長

公益法人として、法律に準拠して適切に対応する必要があるので、今後県と相

談して行政との協業がすすむようにしていく。

## 第 2 号議案 公益財団法人佐倉国際交流基金 平成 26 年度事業予算案について

事務局長

様式 2-1 正味財産増減計算書（資料参照）

一般正味財産の増減の部

収入の部

基本財産運用益は、来年度は、今年度と同じ金額であるが、再来年度は、大幅に減る可能性がある。また、イングリッシュサロンは、回数が 10 回から 20 回になるので、参加費である事業収入が増えている。その他は、今年度とほぼ同じである。

支出の部

・事業費

佐倉市国際文化大学は、今年度が 25 周年だったので、100,000 円上乗せしてあったが、来年度は減らしている。

助成金は、45 万円であったが、30 万円に減らした。

生活相談は、新体制になり、相談員の数は増えるが、効率的な活動になるので、費用は実質減る。一方日本語講座は、クラス数（講師数）が増えるので、費用が増加する。外国人支援事業全体では、佐倉市からの委託事業費 150 万円の範囲内で実施する。

公益法人会計では、各公益目的事業も事業費全体も、黒字になってはいけない（収支相償）ので、管理費と事業費を明確に分けることが要求されている。したがって、今まで管理費としていたものを、事業費扱いにしたものがある。事業共通のその他 10 万円は、ボランティア支援費用として管理費にしていたが、公益目手事業を進めるための費用であるので、事業共通にした。来年度は役員が代わり、登記手数料が必要になるので支払手数料を増やした。

公益法人収支相償および遊休資産確認（資料参照）

公益目的事業 1、2、3 の収入と支出 事業共通全体の収入と支出を表にしたもので、収入全体から支出全体をひいて、458,000 円の赤字になっている。

収支相償として問題ないということである。また、限度額 7,230,000 円に対して、遊休資産額 4,014,558 円であるので問題ない。

公益目的事業は黒字を出してはいけないという決まりがあるが、無駄遣いをせよということではない。各運営委員長は有効に予算を使うよう努力していただきたい。



議長 概要を説明したが、何か質問はあるか。

山田理事

質問ではなく報告だが、文大の収入予算は、100名220万円になっているが、出席状況を考えて105名とする予定で、230万円になる予定である。

議長 第1号議案 公益財団法人佐倉国際交流基金 平成27年度事業計画案、第2号議案 公益財団法人佐倉国際交流基金 平成27年度事業予算案について説明したが、他に何か質問はあるか。

議長 それでは、第1号議案 平成27年度事業計画案について、及び第2号議案 平成27年度事業予算案について、他に質問がなければ採決する。賛成の方は挙手を願う。

《全員挙手》

全員挙手で第1号議案 平成27年度事業計画案及び第2号議案 平成27年度事業予算案は承認された。

次に第3号議案と第4号議案も関連しているので、まとめて説明願う。

**第3号議案 公益財団法人佐倉国際交流基金 運営委員会規程の改訂について**

**第4号議案 公益財団法人佐倉国際交流基金 ボランティア弁償費および謝礼支給規程の改訂について**

事務局長

第3号議案については、  
(委員会の役割)

第2条

3. 委員会は、実施計画にもとづき、必要に応じて登録ボランティアの協力を得て、事業を実施し、実施計画を理事長に報告しなければならない。

第2条 第3項を追加した。運営委員会は事業を計画するだけでなく、実施する役割もあるのは当然であるが、規程としての明確な記載がなかったので追加した。

第4号議案については、

3.支給額（ボランティア弁償費）

(2) 運営委員会委員・ボランティア活動参加者等

\*運営委員長には、年間弁償費として、10,000 円支給する。

3.支給額 (2) に上記を追加する。運営委員長として活動する際に発生する諸費用の弁償費として支給する

議長

第 3 号議案、第 4 号議案について何か質問はないか。

笹沼理事

運営委員会規程 (事業分野の区分) 第 3 条の「つどい」の事業名が現況と違う。

事務局長

第 3 条の事業名は、他も違うところがあるので、修正する。

議長

第 3 号議案 公益財団法人佐倉国際交流基金 運営委員会規程の改訂 第 4 号議案 公益財団法人佐倉国際交流基金 ボランティア弁償費および謝礼支給規程の改訂について 承認することでよいか。

《全員挙手》

全員挙手で第 3 号議案 公益財団法人佐倉国際交流基金 運営委員会規程の改訂 第 4 号議案 公益財団法人佐倉国際交流基金 ボランティア弁償費および謝礼支給規程の改訂について承認された。

次に、第 5 号議案 公益財団法人佐倉国際交流基金 事務員の雇用に関する要綱の改訂について事務局長より説明を願う。

事務局長

(勤務時間等)

第 4 条

3 午前 10 時から午後 4 時までをコアタイムとして、フレックス勤務をすることができる。

3 人体制になることが関連するので、この項目を追加した。

別表第 1

有給休暇日数の表

現在は、採用後半年経過した日（通常は10月1日）を基準としていたが、4月1日を基準日として年度単位で有給休暇を取得する形に変更する。

議長

第5号議案について、質問はあるか。

岡村理事

別表第2の時給の見直しはないのか。

事務局長

効率的に働き、作業時間を短縮して結果として時給を上げることは、できるかもしれないが、作業効率を変えずに、時給だけ上げることは、財政状況を考えると難しい。

議長

それでは、第5号議案 公益財団法人佐倉国際交流基金 事務員の雇用に関する要綱の改訂について、承認することでよいか。

《全員挙手》

全員挙手で第5号議案 公益財団法人佐倉国際交流基金 事務員の雇用に関する要綱の改訂について承認された。

#### 〔報告事項〕

##### (1) 事務局員・生活相談員の交代について

事務局長より、以下の説明があった。

事務局員の交代

退任 加藤 利江

新任 山本 葉子・村瀬 雅子

生活相談員の交代

退任 岡村 美智子（英語担当） 加藤 利江（中国語担当）

新任 北原 久美子・清水 章恵（英語担当）

榘谷 佳央・謝 恵華（中国語担当）

深澤 由佳（スペイン語）

留任 兼坂 マリア（スペイン語担当）

(2) 佐倉市国際文化大学 平成 27 年度カリキュラムについて

山田理事

今年度は、佐倉市の平和事業に協力するために、10月の公開講座に「国際法と平和」を入れた。

議長

本日の議題、報告事項は以上である。

他に質問がなければ、これにて平成 26 年度第 2 回定例理事会を閉会する。

(議事録作成者 米澤 尚子)

以上、平成 26 年度第 2 回定例理事（役員）会内容に相違ありません。

平成 27 年 月 日

議 長 ⑩

議事録署名人 ⑩